

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

我が国の平和と国民の安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民の安全に被害が及ぶ事態が発生し、又はその恐れがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する必要がある。

(1) この計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号。以下「法」という。)に基づき、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、市の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置、市民の協力その他の必要な事項を定めるものとする。

(2) また、福井県国民保護計画を受け、市全体として適切な態勢を整備し、市、県、指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災関係機関が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

## 第2節 基本的な考え方

### 1 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続きの下に行わなければならない。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

- (1) 国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、迅速な処理が可能となるよう、必要な処理体制を確保するよう努める。
- (2) これらの手続きに関連する文書を、勝山市文書管理規程（平成12年勝山市訓令第12号）で定める期間保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するなど、適切に保存する。また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等その保存には特段の配慮を払う。

### 3 情報伝達体制の確立

- (1) 武力攻撃事態等において、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等について、正確な情報を適時かつ適切に提供する。
- (2) 新聞、放送、インターネット等、各種広報手段を活用して、迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

### 4 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

- (1) 国民保護措置の実施に当たり、要配慮者に対しては、関係者に確実に情報が伝達されるように配慮するとともに、避難や救援などの措置を的確かつ迅速に実施する。
- (2) 外国人の安否情報の収集・提供、特殊標章等の交付等の国民保護措置の実施に当たり、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### 5 指定公共機関等の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施については、その自主性を尊重する。

### 6 安全の確保

- (1) 国民保護措置の実施に当たっては、国及び県と連携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮する。
- (2) 国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、国及び県から入手した情報、武

力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、県、消防機関等との連携を密にすること等により、当該国民保護措置に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮する。

## **7 初動時体制の確立**

国から警報が発令された場合や武力攻撃事態等に係る兆候に関する情報を入手し、市長が必要と認めた場合、勝山市国民保護対策連絡室を設置し、国や県及び関係機関との間で情報の共有を図り、国民保護措置の迅速な実施に対応する。

## **8 国民の自発的意思による協力**

国民保護措置の実施に関し、国民の協力はその自発的意思にゆだねられるものであり、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

## **9 関係機関相互の連携協力の確保**

国民保護措置の円滑な実施を図るため、国、県、他の市町その他関係機関と平常時から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

### 第3節 用語の意義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

#### (住民関連)

用語	意義
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	次のいずれかに該当する者をいう。 1. 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 2. 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 3. 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 4. 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。

#### (武力攻撃関連)

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火災、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。

#### (避難、救援関連)

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
関係近接要避難地域	法第54条第1項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要避難地域等	要避難地域及び関係近接要避難地域をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
NBC攻撃	核兵器（nuclear weapons）、生物兵器（biological weapons）又は化学兵器（chemical weapons）による攻撃をいう。

(関係機関、施設関連)

用 語	意 義
指定行政機関	<p>次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関</li> <li>2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関</li> <li>3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関</li> <li>4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関</li> </ol>
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p>
指定地方公共機関	<p>県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。</p>
指定公共機関等	<p>指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。</p>
緊急消防援助隊	<p>消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。</p>
生活関連等施設	<p>法第102条第1項（発電所、ガスホルダー等）に規定する生活関連等施設をいう。</p>
消防吏員等	<p>消防吏員、警察官をいう。</p>
警察官等	<p>警察官、又は自衛官をいう。</p>
警察署長等	<p>警察署長又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項、第78条第1項もしくは第81条第2項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための実施を命ぜられた自衛隊の部隊等もしくは同法第77条の3第1項の規定により派遣を命ぜられた部隊等をいう。）の長をいう。</p>

(原子力災害関連)

用語	意義
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。
応急対策	武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策をいう。
応急対策実施区域	応急対策を実施すべき区域をいう。
事後対策	法第105条第13項において読み替えて準用する原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第27条第1項の事後対策をいう。
原子力防災管理者	原災法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。
事業所外運搬	原災法第2条第2号に規定する事業所外運搬をいう。
原子力事業者	原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいう。

## 第4節 計画の構成等

### 1 計画の構成

この計画は、次の6章からなる。

- 第1章 総則
- 第2章 平常時の備え
- 第3章 実施体制
- 第4章 避難及び救援
- 第5章 武力攻撃災害への対処等
- 第6章 施設の復旧と生活の安定

### 2 勝山市地域防災計画等との関係

この計画は、法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであるのに対し、『勝山市地域防災計画』は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づいて、台風や地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系による計画である。

しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。この計画では武力攻撃事態等における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については、『勝山市地域防災計画』等の定め例により対応する。

### 3 計画の周知徹底

市は、防災関係機関及び住民に対し、自然災害や事故などの災害との関連も含めてこの計画の性質や基本的な考え方などの周知を図る。

### 4 計画の変更

今後、この計画の基準となる国の基本指針及び福井県国民保護計画が修正される場合もある。また、今後の国際情勢の変化により、想定する武力攻撃事態そのものの見直しもあり得る。そうした場合、直ちに計画の見直しを行い、必要に応じて計画を変更する。

なお、この計画を変更するときは、法第39条第3項の規定に基づき、あらかじめ、法第39条第1項の規定により設置された勝山市国民保護協議会に諮問し、その意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるように努める。

## 第5節 地域の特性

### 1 地形

勝山市は、福井県の東北部に位置し、市の中心は福井市の東方約28kmの地点にあり、東南は大野市に、西南は福井市、北西は坂井市、永平寺町に、北は石川県に隣接している。また、市の周辺は1000m級の白山山系に囲まれ、中心部は一級河川九頭竜川の中流域に位置し、市街地は、九頭竜川の流れに沿った河岸段丘で形成されている。

### 2 気候

勝山市は、周辺に山地をかかえた盆地に立地しているため、通年的に湿潤で冬期には1mを越す積雪があり、春には、“なすが風”又は“辰巳風”と呼ばれる南東の風が吹き込み、フェーン現象を起こしている。

気候は、典型的な内陸性で寒暖の差が大きく、夏は蒸し暑く、冬は寒い。

### 3 人口分布

勝山市の人口は、平成27年度国勢調査集計結果、24,125人で、約半数が市の中心部に集中している。また、65歳以上が33.9%、15歳未満が11.3%となっており、高齢化、少子化が確実に進んでいる。

### 4 道路の位置等

道路は、福井市から市の中心を通り石川県小松市へ国道416号（県境は通行不可）がのび、また、石川県白山市から市街地を通り大野市を経て、岐阜県にのびる国道157号が通っている。幹線的な道路のうち主なものは、市街地中心部を南北に、主要地方道勝山丸岡線が通っている。

### 5 鉄道の位置等

鉄道は、えちぜん鉄道勝山・永平寺線が福井から終点勝山まで運行されている。

## 第6節 計画の対象となる事態

### 1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態について、国が示している類型は、次のとおりである。

	類 型
武力 攻 撃 事 態	地上部隊が航空機や船舶により着上陸する攻撃
	ゲリラや特殊部隊による攻撃 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な公共施設の占拠又は破壊</li> <li>・ 原子力発電所の中央制御室の占拠又は冷却機能の破壊</li> </ul>
	弾道ミサイル攻撃 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常弾頭</li> <li>・ 核弾頭</li> <li>・ 生物剤弾頭</li> <li>・ 化学剤弾頭</li> </ul>
	航空機による攻撃

### 2 緊急対処事態の類型及び対応

緊急対処事態について、国が示している類型は、次のとおりである。

なお、武力攻撃事態は、相手の国による武力攻撃が該当するのに対し、緊急対処事態は、武力攻撃に準じた手段で、多数の人を殺傷する大規模テロ等が該当する。

緊急対処事態における緊急対処保護措置については、法令、国の基本指針及びこの計画で定めるところにより、警報の通知及び伝達に関するもの以外は、武力攻撃事態等における国民保護措置を準用して対応する。

	類 型
緊 急 対 処 事 態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原子力事業所等の破壊</li> <li>・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>・ 危険物積載船への攻撃</li> <li>・ ダムの破壊</li> </ul>
	多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>・ 列車等の爆破</li> </ul>
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性物質を混入させた爆弾(ダーティボム)等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・ 水源地に対する毒素等の混入</li> </ul>
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・ 弾道ミサイル等の飛来</li> </ul>

## 第7節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 市の責務

- (1) 国が定める基本指針及び市の『国民保護計画』に基づき、武力攻撃事態等において、警報の伝達、避難住民の誘導など国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- (2) 当該市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を、総合的に推進する。

### 2 処理すべき事務又は業務

国民保護措置について、市、消防及び警察機関、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

#### (1) 勝山市

機 関 名	処理すべき事務又は業務
勝 山 市	(1) 勝山市国民保護協議会に関する事務 (2) 国民保護措置に関する組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及及び訓練 (4) 勝山市国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難誘導に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送及び必要物資の調達 (9) 安否情報の収集及び提供 (10) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (11) 防疫及び廃棄物処理に関する措置 (12) 応急復旧及びライフラインの確保 (13) ボランティアに関する支援 (14) 被災公共施設の復旧 (15) 市の管轄区域内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

#### (2) 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
勝山市消防本部	(1) 消防活動に関する措置 (2) 住民の避難誘導、救助、救急等

#### (3) 警察機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
勝 山 警 察 署	(1) 住民の避難誘導及び救助 (2) 警戒区域、防護対策を講ずるべき区域における立入制限及び警戒警備 (3) 緊急交通路の確保等の交通規制

## (4) 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務
福 井 県	(1) 福井県国民保護協議会に関する事務 (2) 国民保護措置に関する施設及び組織の整備 (3) 国民保護措置に関する知識の普及及び訓練 (4) 福井県国民保護対策本部等に関する事務 (5) 国民保護措置に関する情報の伝達 (6) 武力攻撃事態等における住民の避難に関する措置 (7) 武力攻撃事態等における避難住民等の救援に関する措置 (8) 緊急輸送及び必要物資の調達 (9) 安否情報の収集及び提供 (10) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (11) 防疫及び廃棄物処理に関する措置 (12) 応急復旧及びライフラインの確保 (13) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他国民生活の安定に関する措置の実施 (14) ボランティアに関する支援 (15) 被災公共施設の復旧 (16) 国民保護措置に関する行政機関、公共機関及び市町相互間の連絡調整 (17) 市町が処理する事務の指示及び支援

## (5) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸 上 自 衛 隊	(1) 武力攻撃事態等における人命及び財産の保護
海 上 自 衛 隊	(2) 武力攻撃事態等における国民保護措置の支援
航 空 自 衛 隊	

## (6) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
1 中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 (2) 他管区警察局との連携 (3) 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 (4) 警察通信の確保及び統制
2 北陸総合通信局	(1) 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 (2) 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること (3) 非常事態における重要通信の確保 (4) 非常通信協議会の指導育成
3 北陸財務局 (福井財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 金融機関に対する緊急措置の指示 (3) 普通財産の無償貸付 (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会
4 近畿厚生局	(1) 救援等に係る情報の収集及び提供

5 福井労働局	(1) 被災者の雇用対策
6 北陸農政局 (福井支局)	(1) 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 (2) 農業関連施設の応急復旧
7 近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	(1) 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
8 中部経済産業局	(1) 電気の供給の確保に係る指導・要請
9 近畿経済産業局	(1) 救援物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興 (4) 電気・ガス・工業用水道の供給の確保に係る指導・要請
10 中部近畿産業 保安監督部	(1) 電気の保全
11 中部近畿産業 保安監督部 近畿支部	(1) 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設の保 全 (2) 鉱山における災害時の応急対策
12 近畿地方整備局 (福井河川国道事務所) (九頭竜川ダム統合管理事務所)	(1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
13 中部運輸局 (福井運輸支局)	(1) 運送事業者への連絡調整 (2) 運送施設及び車両の安全保安
14 大阪航空局 (小松空港事務所)	(1) 飛行場使用に関する連絡調整 (2) 航空機の航行の安全確保
15 東京管区气象台 (福井地方气象台)	(1) 気象状況の把握及び情報の提供

(7) 指定公共機関等

機 関 名	処理すべき事務又は業務
1 医療事業者 日本赤十字社	(1) 武力攻撃災害時における被災者の救助、保護 (2) 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 (3) 義援金品の受付及び配分
2 医療事業者 独立行政法人国立 病院機構 一般社団法人福井 県医師会	(1) 武力攻撃災害時における医療救護活動の実施
3 電気事業者 関西電力(株) 北陸電力(株)	(1) 施設の整備及び防災管理 (2) 武力攻撃事態等における電力供給の確保 (3) 災害対策の実施と被災施設の復旧
4 運送事業者 公益社団法人福井 県バス協会 えちぜん鉄道(株) 一般社団法人福井 県トラック協会	(1) 施設等の整備及び安全輸送の確保 (2) 武力攻撃事態等における物資及び人員の緊急輸送 (3) 被災施設の復旧

<p>5 電気通信事業者 西日本電信電話(株) KDD I(株) 株NTTドコモ ソフトバンクモバ イル(株)</p>	<p>(1) 電気通信施設の整備及び防災管理 (2) 武力攻撃事態等における優先通信の確保 (3) 被災通信施設の復旧</p>
<p>6 放送事業者 日本放送協会 福井放送(株) 福井テレビジ ョ ン放送(株) 福井エフエム放 送 (株)</p>	<p>(1) 警報等の内容の放送</p>
<p>7 日本郵便(株)</p>	<p>(1) 武力攻撃事態等における郵便業務の確保</p>
<p>8 ガス事業者 一般社団法人福井 県エルピーガス協 会</p>	<p>(1) ガスの供給</p>

## 第8節 関係機関との連携

### 1 対策本部相互の連携体制

勝山市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）、福井県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）並びに武力攻撃事態等対策本部（以下「国対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を総合的に推進する。

また、市対策本部の本部長（以下「市対策本部長」という。）は県対策本部の本部長（以下「県対策本部長」という。）に対して、国民保護措置に関する総合調整を行なうよう要請できる。

### 2 県及び指定地方行政機関との連携体制

市は、武力攻撃事態等において、県の避難の指示を受けて、住民への伝達及び避難誘導を行うほか、県と協力して救援活動等を実施する。これらの国民保護措置が的確かつ迅速に実施できるように平常時から県及び指定地方行政機関との連携体制を強める。

### 3 近隣市町との連携体制

#### (1) 近隣市町との連携

市は、近隣市町との間で、食糧、水、生活必需品、医薬品等の備蓄品及び所要の資機材の調達に関し応援協定を締結するなど、平常時から連携体制の充実に努める。

また、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を近隣市町に委託する場合に備え、必要に応じ調整を図る。

#### (2) 消防機関の連携

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防相互応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、緊急消防援助隊による人命救助活動や消防機関相互のNBC攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供等の支援体制の整備に努める。

### 4 指定公共機関等との連携体制

市は、指定公共機関等による避難住民の輸送及び救援、避難施設における臨時の通信設備の設置等が重要であることから、平常時からこれらの機関と情報連絡を密にし、これらの事務が円滑に行われるよう協力する。

### 5 公共的団体との連携体制

市は、住民の避難、救護等について協力を得ることができる公共的団体と平常時から情報連絡を密にし、武力攻撃事態等において迅速かつ的確な対応ができるよう、連携体制を整備する。

## 6 自主防災組織との連携体制

市は、住民への避難の指示の伝達、避難の誘導や救援活動等が重要であることから、平常時から自主防災組織との連携体制を強め、一体となって訓練や住民の自主的活動の育成等に取り組む。